

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱

(平成30年4月26日区長決定)

(通 則)

第1条 板橋区防犯設備の整備に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この要綱は、商店街等が防犯設備を整備し、当該地域における防犯対策の効果の向上を図ることを板橋区（以下「区」という。）が支援し、もって区の区域内における安全で安心なまちの早期実現に寄与するための補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1)「商店街等」とは、商店街及び商店街の連合会をいう。

(2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、区が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(3)「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会

ウ ア、イ以外で、区単位に組織された商店街連合会

(4)「防犯設備」とは、一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止に資するために固定して設置される防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器をいう。ただし、不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供せられるものは除く。

(補助金の対象事業)

第4条 補助金は、商店街等が防犯対策の一環として防犯設備を整備する次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において交付する。

(1) 商店街等が行う事業で、防犯に関する地域活動を継続することが見込まれるものであること。

(2) 防犯設備を整備する地域において住民の合意形成がなされている、又は事業開始までにその見込みがある事業であること。

(3) 東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金の交付が受けられる事業であること。

(4) 防犯カメラの整備を含む事業にあっては、板橋区防犯カメラ運用基準（平成16年3月24日区長決定）に準じた運用基準が定められていること又は事業開始までに定められる見込みがあること。

- (5) 前号の事業において、防犯カメラを新たに設置する場合には、あらかじめ設置場所に面する土地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。この場合において、当該防犯カメラの映像又は音声の記録に私有地の映像が含まれるときには、当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。
- (6) 商店街等が新たに防犯設備を整備する場合及び既存の防犯設備を整備している商店街等が、この要綱に基づき新たに防犯設備を増設する場合は、公益を目的とするものであること。この場合において、この要綱に基づき設置するカメラ・画像表示装置・録画装置は、他の目的で設置する設備とは別の独立系統にすること。
- (7) 防犯設備を占用許可等が必要な箇所に設置する場合は、当該個所の占用許可等を受けていること又は受けられる見込みがあること。
- (8) 補助金の交付を申請した年度内に完了できる事業であること。

(補助金の対象経費)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費は、事業実施において商店街等が支出する経費のうち、板橋区長（以下「区長」という。）が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとする。ただし、次に掲げる経費については交付の対象としないものとする。
 - (1) 機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費
 - (2) 消耗品のみの交換に係る経費
 - (3) 電力の供給その他当該防犯設備の機能を維持するために要する経費
 - (4) 土地の取得、造成、補償又は使用に係る経費

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街等（以下「申請者」という。）は、区長が定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

- 第7条 区長は、商店街等に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならないこと。
 - (2) 補助金により取得した、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
 - (3) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
 - (4) 取得財産等を破損する等、防犯の用に供することができなくなった場合は、その旨とその後の対策について報告しなければならないこと。
 - (5) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないものとする。
 - (6) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならないこと。
 - (7) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、補助対象となった設備及び防犯に関する地域活動の現況について報告しなければならないこと。この場合において、報告義務を負う期間は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、第6条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適正と認めるときは、東京都知事（以下、「知事」という。）に補助金の交付申請を行う。

2 区長は知事からの交付決定通知をもって、商店街等に補助金の交付決定を行う。

3 前項の規定により補助金の交付を決定するときは補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付を決定するときは補助金不交付決定通知書（別記第2号様式の2）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第9条 交付決定を受けた商店街等（以下「事業者」という。）は、事業の経費が前条の規定により交付決定した補助金額を上回る場合、事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ補助事業の内容の変更（*中止）承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出し、補助事業の内容の変更（*中止）承認について（別記第3号様式の2）により承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 事業者は、前条の規定による補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 事業者は、補助金の交付を申請した年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第4号様式）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 事業者は、補助事業が完了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに補助事業実績報告書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 請求書及び領収書の写し（内訳書含む。）
- (2) 口座振替控えの写し
- (3) 契約書の写し
- (4) 事業内容のわかる写真
- (5) 道路占用許可書及び道路使用許可書の写し
- (6) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る事業者が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業確定通知書（別記第6号様式）により、事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額又は第8条の規定により交付決定した額のうちいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第14条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要であると認める場合は、概算払をすることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（別記第7号様式）を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記第7号様式の2）を区長に提出しなければならない。

3 事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、補助金清算書（別記第8号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

(4) 取得財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。

(5) 正当な理由がないにもかかわらず、補助金の交付を申請した年度内に事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

(取得財産等の管理及び処分)

第16条 事業者は、区長が別に定める期日までに第7条第4号の規定による承認を受けようとする場合において、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（別記第9号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検 査)

第18条 事業者は、区職員又は都職員が補助事業の運営及び経理等の状況について検査する場合又は補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(非常災害等の場合の措置)

第19条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の事業者の措置については、区長が指示するところによる。

(委 任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

防犯設備の整備に対する補助事業

補助対象経費	都補助率	都補助金限度額
(1) 防犯カメラ（モニター・録画装置等を含む。）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備の整備（購入、賃借、取付等）に係る経費 (2) (1)の設備の更新（購入、賃借、取付、撤去等）に係る経費であって、事業の完了した日の属する会計年度終了後、東京都が定める年数を経過し、かつ次の各号に掲げる条件を全て満たすもの ア 整備後の防犯活動が継続的に行われていること。 イ モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと。 ウ 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。 エ 通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。 ※別途東京都が定める補助を受けて整備した防犯設備については、東京都の定めるところにより更新を行う場合には、その経費が対象。 ※賃借の場合は、設置初年度分の賃借に係る経費が対象。	12分の7以内 ※1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。	1事業あたり525万円 ※防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（撮影機能を有さない防犯カメラも含む。）の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業については、この限度額を設けない。 ※特段の事情があり、限度額を超えない他の申請に対する交付に支障をきたさない場合は、知事が別に額を定めることができる。
	区補助率	区補助金限度額
	3分の1以内 ※1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。	1事業あたり300万円 ※防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（撮影機能を有さない防犯カメラも含む。）の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業については、この限度額を設けない。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地

地域団体名

代 表 者 名

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付申請書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業内容
別紙のとおり

- 2 交付申請額
金 円

第1号様式 別紙1

(1) 事業名					
(2) 商店街等名 ※複数団体連携の場合はすべての団体を記載					
(3) 事業の目的					
(4) 事業の必要性					
(5) 期待される効果					
(6) 事業の実施方法等 ①実施スケジュール ②実施方法 ・業者に委託 ・その他（ ）					
(7) 道路占用許可等の協議（土木部管理課占用係） 協議日： 年 月 日 区担当印：					
(8) 設置台数 ・新規 台 ・更新 台					
(9) 事業に要する経費内訳					
		補助対象経費に係る負担区分			
総事業費㉑	補助対象外 経費㉒	補助対象 経費㉓ (㉑－㉒)	都補助金㉔	区補助金㉕	団体負担額 (㉑－㉔－㉕)
円	円	円	円	円	円
(10) 団体負担額・維持管理経費の負担計画					

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板 橋 区 長

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付決定通知書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金については、下記により交付します。

記

1 交付金額

金 円

2 補助事業名

3 補助事業の内容

申請書記載のとおり

4 通則

事業者は、補助事業を行うにあたっては、この文書に定めるもののほか、板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

5 事情変更による決定の取消し等

区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- (4) 取得財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 正当な理由がないにもかかわらず、補助金の交付を申請した年度内に事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

6 補助金交付の条件

- (1) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならないこと。
- (2) 補助金により取得した、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (3) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。

- (4) 取得財産等を破損する等、防犯の用に供することができなくなった場合は、その旨とその後の対策について報告しなければならないこと。
- (5) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないものとする。
- (6) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、補助対象となった設備及び防犯に関する地域活動の現況について報告しなければならないこと。この場合において、報告義務を負う期間は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

第2号様式の2（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板 橋 区 長

板橋区防犯設備の整備に対する補助金不交付決定通知書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金については、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付理由

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地

地域団体名

代 表 者 名

板橋区防犯設備の整備に対する補助金事業内容変更（＊中止）承認申請書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第9条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額

金 円

3 変更（＊中止）内容

4 変更（＊中止）理由

第3号様式の2（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板 橋 区 長

板橋区防犯設備の整備に対する補助金事業内容変更（＊中止）承認

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 付帯条件

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板橋区防犯設備の整備に対する補助金に係る補助事業遅延等報告書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業遅延等の内容及び原因
- 3 補助事業遅延等に対する措置
- 4 補助事業の完了予定

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板橋区防犯設備の整備に対する補助金に係る補助事業実績報告書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付決定額

_____円

2 事業内容

(1) 事業名					
(2) 事業の実施期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
(3) 事業の具体的な内容					
(4) 事業実施後の効果					
(5) 事業に要する経費内訳					
総事業費④	補助対象外 経費⑤	補助対象 経費⑥ (④－⑤)	補助対象経費に係る負担区分		
			都補助金⑦	区補助金⑧	団体負担額 (⑥ － ⑦ － ⑧)
円	円	円	円	円	円

文 書 番 号
年 月 日

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板 橋 区 長

板橋区防犯設備の整備に対する補助金確定通知書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金については、実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり確定します。

記

1 確定金額
金 円

＊（返還額のある場合）
既に交付した補助金 円との差額 円を 年 月 日
までに返還するよう命じます。

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板橋区防犯設備の整備に対する補助金請求書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第14条第 2 項の規定により、下記のとおり
請求します。

記

1 補助事業名

2 請求額
金 円

3 振込先

金 融 機 関 情 報				店 舗 情 報	
		銀 行			支 店
		信 用 金 庫			出 張 所
		信 用 組 合			
		農 業 協 同 組 合			
預 金 種 別				口 座 番 号	
1. 普通	2. 当座	3. 貯蓄	4. その他		
名義人カナ					

第 7 号様式の 2 （第14条関係）＊概算払の場合

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板橋区防犯設備の整備に対する補助金概算払請求書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第14条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 概算払請求理由

3 交付決定額
金 円

4 概算払請求額
金 円

5 残額
金 円

6 振込先

金 融 機 関 情 報				店 舗 情 報	
		銀 行			支 店
		信 用 金 庫			出 張 所
		信 用 組 合			
		農 業 協 同 組 合			
預 金 種 別				口 座 番 号	
1. 普通	2. 当座	3. 貯蓄	4. その他		
名義人カナ					

第 8 号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地
地域団体名
代 表 者 名

板橋区防犯設備の整備に対する補助金清算書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第14条第 3 項の規定により、下記のとおり清算します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | |
| | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | |
| | 金 | 円 |
| 3 | 清算額 | |
| | 金 | 円 |

第 9 号様式（第16条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地

地域団体名

代 表 者 名

板橋区防犯設備の整備に対する補助金取得財産等処分承認申請書

板橋区防犯設備の整備に対する補助金により取得した取得財産等の処分について、板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由